

医政メモQ&A

混合診療解禁の激震

震度7以上の激震、混合診療が解禁されれば日本の医療保険制度は崩壊する。小泉首相は、「混合診療解禁に向けて年内に結論」を出すことを決め、10月12日の臨時国会開幕の所信表明でも改めて混合診療解禁を言明した。にわかには日本医師会も反対運動強化のために国民的な結束が必要であるとして「国民医療推進協議会」という大同団結的な組織を立ち上げ、各地で集会や署名運動の展開を指示している。

この激震を未然に防げるか。最近の攻防はどうなっているのか。10月22日に行われた規制改革・民間開放推進会議と厚生労働省との公開討論の中から、推進会議委員の震源的発言を委員に対する質問の形式で拾ってみる。

(一部分抜粋または主旨の記述)

Q：混合診療解禁意識の基本は？

A：草刈隆郎（日本郵船会長）「保険外の治療をやられたとたんに保険適用範囲内の治療も全部自己負担になる。そんなことをやられたのでは保険料を払いたくない。これが我々の問題意識の基本である。」

福井秀夫（政策研究大学院大教授）「回数制限がある場合、3回では効かないが、もう1回やれば効くかもしれないと自費で試みた場合、3回目までも全部取るといのは人倫に照らしてどうかと思う。」

Q：そういう場合は保険診療を途中で終了して、その後自由診療という組合せをすれば全部自己負担にはならないのでは？

A：草刈隆郎「連続していなければいいというのも変な理屈。国がルールを作ること自体が大変な暴虐だ。」

Q：癌の治療に効果があるというものであれば、むしろ保険収載を目指すのが解決の方策

では？

A：草刈隆郎「その発言を重大に受け止める。保険収載まで待ってればいいということだが、その間に死んでしまいますよ。混合診療は出来ない、保険収載まで待ってればいいというのは不謹慎だ。」

福井秀夫「誰かが必要とする医療をすべて保険の対象とすることが物理的に可能とお考えか。」

Q：自由診療と保険診療の併用のルールが特定療養費制度という形である。安全性なり患者の負担なりを考え合わせた上でのルールの設定は不可欠ではないか？

A：草刈隆郎「私どもは特定療養費制度について、信頼できないから捨てて下さいと言っている。そこを間違えないで欲しい。全然違う考え方でやって下さい。そうでないと何の発展性もない。特定療養費制度がつくられて20年経つ。考え方を変えたって構わないではないか。特定療養費制度が憲法みたいに決まっている訳ではない。」

小泉首相が、医療制度改革に関して頼りの綱としている規制改革・民間開放推進会議のメンバーの発言はこの程度のものである。理論的根拠は脆弱で、小泉首相の医療費削減に名を借りて医療の官製市場化を目指す財界の魂胆が浮き上がってくる。以下、札医通信本来のQ&Aの形式に戻る。

Q：財界のねらいとは？

A：先ず保険給付を縮小して、事業主が負担している保険料の負担を軽減することである。日本経団連の提言でも保険診療は最低限のサービスに抑え「公的保険の守備範囲は必要不可欠なものに重点化すべきである。」と

明言している。

Q：株式会社の医療参入との関わりは？

A：株式会社は当然のこととして、利潤を追求しなければならない。保険料負担を低く抑えながら利潤を追求する道は、昨今の低医療費政策下では、保険外自由診療分の割合を高くする以外にない。また保険外診療を自由化すれば患者負担が増大し、民間医療保険の需要が増加する。経団連の提言には「公的医療保険の守備範囲を見直し、医療・保健サービスの分野において民間活力が発揮できる環境を整えるべきである」とも唱えている。

Q：特定療養費枠の拡大はよいのか？

A：厚労省は推進会議の混合診療解禁の申入れ項目に対して、現行の特定療養費制度で相当程度対応できる部分があるとして、一定のルールの下で特定療養費枠の拡大の形で保険外診療を認める姿勢をとっている。

しかし特定療養費の拡大による弊害として

(1)公的医療保険制度による給付範囲の低下につながる。

(2)歯止め無き患者負担の増大をもたらす。

(3)その結果、支払能力により患者の受ける医療に差別が生じる恐れがある。

など、看過できない問題を生じ、特定療養費は合法的な混合診療という考えから、この拡大は国民皆保険を基本とする日本の医療保障

制度を形骸化させるとして、日本医師会でも反対の姿勢を堅持している。

Q：これからの反対運動は？

A：日本医師会では全国都道府県医師会に対して各地で国民を結束する地域集会を開催することを指示するとともに「国民医療推進協議会」参加全35団体に対して、反対署名運動を開始し、衆参両院議長宛の請願を行うことを決定した。

Q：札幌市医師会の反対運動は？

A：札幌市のホームページをご覧ください。アクセスと同時に「混合診療反対」のフラッシュ画面が始まります。トップページの最上段の「混合診療反対」のバナーをクリックすると、分かりやすいチラシが現れます。

札幌市のホームページは去る6月のリニューアル以来非常に閲覧者が多く、5ヵ月余りで既に10万回以上の閲覧があり、効果も大きいと思われる。

また、札幌市医師会館始まって以来の試みとして、会館の壁面に大きな「のぼり広告」を掲げましたので、ご覧ください。

何よりも札幌市医師会員の全員が、ことの重大さを認識し、患者さん一人ひとりに対してこの医療制度の危機的状況を説明し、混合診療反対の世論形成を急がなければならない。

(政策部担当理事 橋本 紘治)

